

第

問

詐欺罪の
既遂時期
79(1) 10(2) 246(1) 246(2) 246(3) 246(4) 246(5) 246(6) 246(7) 246(8) 246(9) 246(10) 246(11) 246(12) 246(13) 246(14) 246(15) 246(16) 246(17) 246(18) 246(19) 246(20) 246(21) 246(22) 246(23) 246(24) 246(25) 246(26) 246(27) 246(28) 246(29) 246(30) 246(31) 246(32) 246(33) 246(34) 246(35) 246(36) 246(37) 246(38) 246(39) 246(40) 246(41) 246(42) 246(43) 246(44) 246(45) 246(46) 246(47) 246(48) 246(49) 246(50) 246(51) 246(52) 246(53) 246(54) 246(55) 246(56) 246(57) 246(58) 246(59) 246(60) 246(61) 246(62) 246(63) 246(64) 246(65) 246(66) 246(67) 246(68) 246(69) 246(70) 246(71) 246(72) 246(73) 246(74) 246(75) 246(76) 246(77) 246(78) 246(79) 246(80) 246(81) 246(82) 246(83) 246(84) 246(85) 246(86) 246(87) 246(88) 246(89) 246(90) 246(91) 246(92) 246(93) 246(94) 246(95) 246(96) 246(97) 246(98) 246(99) 246(100)

第1 Vに50万円振り込ませた行為について
又 甲はVに対して「母さん... 助けほしい...」と申し向け50万円を振り込ませているが当該行為に詐欺罪(刑法246第1項)以下法文が略せられていない。詐欺罪が成立するためには①詐欺行為②欺罔行為に基き被害者の意思表示③交付行為④財産の移動という一連の流れが必要であり各々の間に因果関係が認められる場合は認められる。
(1) 本件を以て甲はVに対して、有罪と認められ交通事故が起きたと申し向け(①充足)、甲の発言に配したVが甲の発言を信じてB銀行C支店に50万円を振り込ませた(②充足)。またVは信じておき欺罔行為に基きVの意思表示がある(③充足)。そしてVはB銀行C支店に50万円をA名義の通金口座に振り込んでいる(④充足)。
本件ではVがA名義の通金口座に振り込んだ後、(時間後)甲は甲の父の息子と偽り詐欺罪に該当する旨を告げ、口座の停止措置を講じているが甲は引き出せると言っているが「財産の移動(④)が起きた」といえる。
この点、客観的に財産の不法取得が可能と見るべきではない。よって、詐欺罪と偽り財産の移動を重視して④が認められると解する。
本件を以て、VがA名義の口座に振り込んだ事により暗証番号を知っている甲の虚偽に引き出させるが、甲は客観的に見て50万円の取得が可能と見て作成し、このような状況がある

不要

第

問

詐欺罪の
既遂時期
79(1) 10(2) 246(1) 246(2) 246(3) 246(4) 246(5) 246(6) 246(7) 246(8) 246(9) 246(10) 246(11) 246(12) 246(13) 246(14) 246(15) 246(16) 246(17) 246(18) 246(19) 246(20) 246(21) 246(22) 246(23) 246(24) 246(25) 246(26) 246(27) 246(28) 246(29) 246(30) 246(31) 246(32) 246(33) 246(34) 246(35) 246(36) 246(37) 246(38) 246(39) 246(40) 246(41) 246(42) 246(43) 246(44) 246(45) 246(46) 246(47) 246(48) 246(49) 246(50) 246(51) 246(52) 246(53) 246(54) 246(55) 246(56) 246(57) 246(58) 246(59) 246(60) 246(61) 246(62) 246(63) 246(64) 246(65) 246(66) 246(67) 246(68) 246(69) 246(70) 246(71) 246(72) 246(73) 246(74) 246(75) 246(76) 246(77) 246(78) 246(79) 246(80) 246(81) 246(82) 246(83) 246(84) 246(85) 246(86) 246(87) 246(88) 246(89) 246(90) 246(91) 246(92) 246(93) 246(94) 246(95) 246(96) 246(97) 246(98) 246(99) 246(100)

したがって財産の移動が認められる。
(2) ①~④の間に因果関係は認められる。
(3) よって甲の行為に詐欺罪が成立する。
2. 甲、上記行為に対して両方共謀共同正犯として詐欺の罪責を負うのか、問題となるが両方共謀共同正犯は成立しない。
なぜなら、共犯の知覚根拠は互いに他人の行為を利用して物理的・心理的影響力を与えた事にあるが、両方共謀共同正犯は(一連の行為内容を聞いておき)物理的・心理的影響力を与えられなければならない。
(3) 下は、両方共謀共同正犯の成立について①共犯関係に入る以前行為が積極的に利用して犯行を犯していること②正犯意思が必要となる。
1. 本件を以て両方共謀共同正犯は、虚偽を申し向けVに50万円を振り込ませ引出しさせた行為と偽り共謀共同正犯として共犯関係に入る以前行為が積極的に利用して犯行を犯していること(①充足)。
しかし、両方共謀共同正犯は引出しさせた行為を犯しているだけで積極的には自己の犯行として詐欺行為を犯しているという事から正犯意思は認められない(②不充足)。
(2) したがって両方共謀共同正犯は成立しない。
4. 事案の上記(一連)両方共謀共同正犯の犯行(60条)と偽りに留まる。
したがって両方共謀共同正犯(246第1項・60条)が成立する。

第 問

第1 現金が不足と引き出そうとした行為について

1 西口甲の依頼に応じ、D銀行E支店のATMコーナーにおいて

2 西口甲は引き出そうとしているが、詐欺罪の「人」に対して費用を負担しな

3 ければならぬため成立しない。よって「電子計算機使用詐欺罪(246条

4 2)」が成立する。

5 (1) 事件を見るに西口D銀行の「事務処理」に使用したATMにAは

6 管理・保守・修理の責任を負うAカードを挿入し暗証番号を入

7 力したという不正な指令を与えている。

8 かつVが早急に対応した結果、停止措置が講じられた事から

9 構成要件の結果は発生したが、Aは未遂犯となる。

10 (2) しかし、西口ATMで引き出そうとした時点でA口座の残

11 高が不足していたため、不可能が成立する。Aは、未遂犯とな

12 らない。よって、不可能の問題は発生しない。

13 下 注意、通常、判断能力を有する一般人が見た時に、構成要件の結果

14 は発生すると判断する場合にのみ未遂犯となる。

15 事件を見るにVは虚偽を申し付け、Vが拒否し、通じた時点で

16 西口甲は引き出すという意思で行った行為と見て、客観的に見

17 ても、構成要件の結果は発生すると判断すると考えられる。

18 したが、事件の不可能が認められ、未遂犯となる。

19 (3) よって西口電子計算機使用詐欺罪の未遂(246条2、250条)と

20 なる。

21 2. 西口甲は引き出したと偽り、電子計算機使用詐欺罪の未遂

22 共済期間正犯(246条2、60条)が成立する。

23

第 問

(1) 共済期間正犯の一部要件を具備し、自らの意思で他人の行為を利用す

2 ることから、詐欺罪の成立要件は増加した事となる。よって①

3 共済期間正犯に該当し、他、詐欺罪の一部要件を②共済期間正犯の場合に

4 共済期間正犯が成立する。

5 事件を見るに西口甲は2.3.の事情を述べ、口頭で引き出すよう

6 言っておき、西口に引き出した(①充足)。

7 よって、共済期間正犯に該当し、西口D銀行E支店のATMで引き出した行為と

8 見て、②充足。また、甲は口頭で少しの不満を言い、

9 詐欺罪を行っており、詐欺罪の成立要件は③充足。

10 したが、共済期間正犯の要件は充足。

11 (2) よって甲は電子計算機使用詐欺罪の共済期間正犯が成立

12 する。(246条2、60条、250条)。

13 即ち 罪責

14 甲は詐欺罪と電子計算機使用詐欺罪の共済期間正犯が成立し

15 西口の併合罪(44条)となる。

16 西口は詐欺罪の共済期間正犯と電子計算機使用詐欺罪が成立し、西口の

17 併合罪(44条)となる。

18

19 以上

20

21

22

23

第1. Vに現金50万円を振り込ませた行為について

1. 甲の罪責

振り込み詐欺罪
246条1項

(1) 甲はVに電話をかけた。Vに対し、その見子を装い、交通事故を
起こしたから示談金50万円が必要に⁽¹⁾との嘘をついて、VにA名
義の預金口座に50万円を振り込ませた。かかる甲の行為につき、詐
欺罪(刑法(以下、法名省略する)246条1項)が成立するか。

(2) 詐欺罪が成立するためには①処分の行為に向けられ、欺罔行
為②①に基づく被害者の錯誤③②に基づく処分の行為④財物
・利益上の利益の移転という要件を満たす必要がある。

(3) 本件で、甲はVから50万円をだまし取るために、Vに電話をかけた。
Vに対し、その見子を装い、示談金として50万円が必要との嘘をつい
ている(①充足)。その嘘を信じたVは50万円を振り込ませた(②充足)。
現金50万円をA名義の預金口座に振り込んだ(③充足)。

また、このA名義の預金口座に振り込まれた時点で、見かけ上の移
転が完了したといえるが、詐欺罪の実行の着手時が問題となると、

本件で、A名義の預金口座は甲がインターネットを通じて見直しにでき
ており、甲はその預金口座、キャッシュカード及びその暗証番号を既に入手
しているから、A名義の当該預金口座に50万円が振り込まれた時点で、容
易にお金を引き出し、処分できる状態におかれたと認められる。

したがって、50万円が振り込まれた時点で、見かけ上の移転と現金50万円
という見かけ上の移転が完了したといえる(④充足)から、甲の上記行為につき、
詐欺罪(刑法246条1項)が成立する。

2. 乙の罪責

刑法246条1項

(1) 乙は甲と共謀し、甲に振り込め詐欺を共謀し、その実行を模範し
している。しかし、本件振り込め詐欺は甲が自分の分前が少しいと
に不満を抱き、乙に無断で自分の準備した他人名義の預金口座に現
金を振り込ませたものである。そこで、本件振り込め詐欺が甲乙の共謀に基
づくものといえるか、共謀の射程が問題になる。

(2) 共謀の射程が問題になる。共謀共同正犯の処罰根拠は、共同正犯の罪を
犯す目的の意思を有する者が互いに利用しあい、犯罪を実行する点に
ある。そこで、共謀内容の異なりは犯罪事実について、共謀の当初の共謀
の射程が及ぶかどうか、当初の共謀に基づく意思を放棄し、行状を
新たにしようとする意思のもと、犯罪を実行したかどうかで判断すべきである。

(3) 本件で、そもそも、振り込め詐欺の計画を模範し、実行の主導権を握る
したのは乙である。しかし、甲は、本件実行を乙に無断で自分の準備した
他人名義の預金口座に振り込ませた。当該実行行為に乙は何ら関与し
ていない。また、甲は、自ら自分の50万円全額を自分のものにしようとする意思で、
本件実行を行っており、乙に分前を与えようとはしなかった。これは、共謀に基づく意思を放棄し、新たに自分の意思のもと
で実行したと認められる。

(4) したがって、当初の甲乙による共謀の射程は、本件振り込め詐欺に及ぶ
といえるため、乙は不可罰とする。また、乙の用意した他人名義の
預金口座が本件実行に使用されているから、そもそも乙に本件実行の
幫助の意思は認められ、乙に乙、幫助犯(刑法246条1項)が成立する。
3. 丙の罪責

(1) Vに現金50万円を振り込ませた行為につき、丙は何ら関与しておらず、

第 3 問

丙には承継的共同正犯とみられる事情もない。

しにから、丙は不可罰である。

第2. D銀行E支店ATMコーナーにおいて50万円を引出せようとした行為について

1. 丙の罪責

VICATに取付

(1) 事前前提としてこの振込は、3時間後、A名義の預金50万円をATMコーナーにおいて引出せようとした丙の行為につき、窃盗罪(235条)が成立するか。

(2) 事前前提として、Vの50万円の振込に於ける3時間後、A名義の預金口座の取引の停止措置が講じられていることにより、実質的に50万円の引出しは不可能にせられること、本件犯行はもって不可罰とせらるべきか。

この点、不能犯は一般人が通常その行為による結果発生が不可不可能とせられる場合に成立すると、本件で50万円を振込してから3時間10分後に引出し行為を行っていた。振込に要した3時間以上であり、引出せると考えるのが通常であるから、本件不可罰は成立しない。

(3) 本件で丙は銀行の所有金、占有する金銭を容易に自分の処分自由は範囲であるA名義の預金口座に振り寄せたことにより、実質窃盗罪の実行の着手にあたるといえる。

もっとも、預金口座は取引停止措置が講じられており、50万円を引出すこととはできなから、本件犯行は未遂とせらる。

(4) しにから、丙の上記行為につき、窃盗未遂罪が成立する。そして、かような行為は甲との共謀に基づき、いかにと計画されるので、甲乙との関係は共同正犯とせらる。

第 4 問

2. 甲の罪責

(1) 甲は丙と共同故意のもと丙を以てその実行に及ぼした。そのため、乙丙との関係で窃盗未遂罪の共同正犯が成立する。

3. 乙の罪責

(1) 引出し行為につき、乙の共謀の身振及び行為が問題とせられ、上述べたおりの基礎で考えると、乙は本件共謀(乙が計画した手紙を使った引出し行為)により、50万円を引出すという当初の共謀の範囲内で引出したものとせらる。

(2) しにから、窃盗未遂罪の共同正犯が成立する。

4. 罪責

(1) 甲につき①詐欺罪②窃盗未遂罪の共同正犯が成立し、乙につき、窃盗未遂罪の共同正犯(甲につき、窃盗未遂罪の共同正犯が成立する。①②(1)併合罪(45条)とせらる。

以上